

経営所得安定対策

本対策は、25年産について、24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施しますが、26年産以降のあり方については、今後検討していくこととしています。

対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促します。

<背景/課題>

- ・我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この20年間で農業所得が半減しています。
- ・穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

政策目標

麦・大豆等の作付面積を65万ha拡大（32年度）

<主な内容>

1 畑作物の直接支払交付金（24年産の「畑作物の所得補償交付金」と同じ枠組み）

[所要額] 212,319百万円

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

(1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

(2) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(3) 交付単価

① 数量払

食料の安定供給に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

[平成25年度予算の概要]

○ 平均交付単価

小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆	11,310円/60kg

てん菜	6,410円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg

○ 品質加算

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

<小麦の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,390	4,970	4,850	4,800	4,530	4,110	3,980	3,930
六条大麦 (50kg)	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
はだか麦 (60kg)	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590

<大豆の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (糖度)	(▲0.1度ごと)	17.1度	(+0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

<でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(▲0.1%ごと)	18.0%	(+0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

<そばの品質区分と交付単価>

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外・未検査
そば	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

〈なたねの品質区分と交付単価〉 (円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	8,680円	7,940円

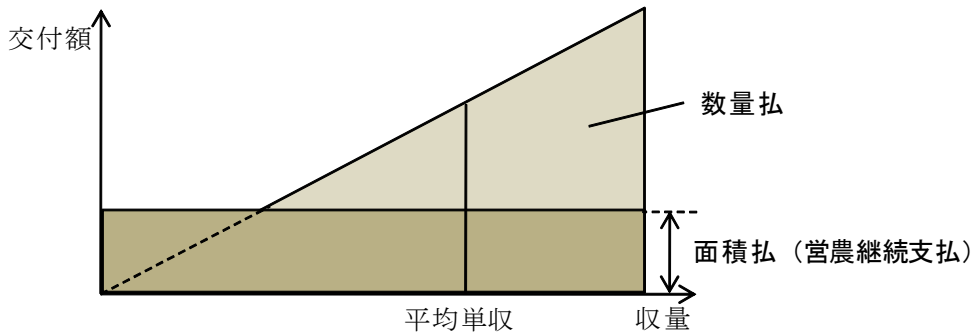
② 面積払 (営農継続支払)

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価 : 20,000円 / 10a (畑作物共通)

※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量払による支払いとなります。

○ 数量払と面積払 (営農継続支払) の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2 水田活用の直接支払交付金 (24年産の「水田活用の所得補償交付金」と同じ枠組み)

251,714百万円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産 (耕作) する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

[平成25年度予算の概要]

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して交付します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して交付します。

(3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。

この資金の活用にあたっては、都道府県の判断で畑地で生産される畑作物の直接支払交付金の対象作物及び休閒緑肥を対象とすることも可能とします。

3 米の直接支払交付金（24年産の「米の所得補償交付金」と同じ枠組み）

161,250百万円

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費＋家族労働費の8割」として、標準的な販売価格との差額分を10a当たりの単価（全国一律）で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	15,000円	/	10a
------	---	---------	---	-----

4 米価変動補填交付金

8,400百万円

24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた「販売農家」、「集落営農」に対して、「24年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

（24年産の販売価格は、出回りから25年3月までの全国平均の相対取引価格を使用します。）

5 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

【所要額】72,443百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの24年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填します。

なお、米については、米価変動補填交付金との重複を避けるための調整措置を行います。

[平成25年度予算の概要]

6 加算措置 2, 000百万円

○ 再生利用交付金（24年産の「再生利用加算」と同じ枠組み） 2, 000百万円

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、次の額を最長5年間支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	20,000円／10a	30,000円／10a

※ 従来の「緑肥輪作加算」は、25年産については「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合します。

※ 従来の「規模拡大加算」は、25年産については「担い手への農地集積推進事業」の中で実施します。

※ 従来の「集落営農の法人化等に対する支援」は、25年産については「担い手・農地総合対策」の中で実施します。

7 直接支払推進事業等

（24年度の「農業者戸別所得補償制度推進事業等」と同じ枠組み）

10, 437百万円

システム運営など直接支払の運営に必要な経費を措置するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します（10,437百万円の中には、予備費100百万円を含んでいます。）。

[平成25年度予算の概要]

○ 経営所得安定対策の平均交付単価

<水田>

(千円/10a)

	米・畑作物の直接支払		水田活用の直接支払※ ②	合計 ③=①+②
	基本単価 (数量払)	左の面積換算①		
主食用米	-	15	-	15
小麦	6,360 (円/60kg)	44	35	79
二条大麦	5,330 (円/50kg)	38	35	73
六条大麦	5,510 (円/50kg)	34	35	69
はだか麦	7,620 (円/60kg)	40	35	75
大豆	11,310 (円/60kg)	38	35	73
そば	15,200 (円/45kg)	23	20	43
なたね	8,470 (円/60kg)	32	20	52
飼料作物	-	-	35	35
米粉用米 飼料用米 WCS用稲	-	-	80	80
加工用米	-	-	20	20

※ 地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乗せとなる作物がある。

<畑作>

(千円/10a)

	畑作物の直接支払	
	基本単価 (数量払)	左の面積換算
小麦	6,360 (円/60kg)	44
二条大麦	5,330 (円/50kg)	38
六条大麦	5,510 (円/50kg)	34
はだか麦	7,620 (円/60kg)	40
大豆	11,310 (円/60kg)	38
てん菜	6,410 (円/t)	40
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 (円/t)	52
そば	15,200 (円/45kg)	23
なたね	8,470 (円/60kg)	32

お問い合わせ先：

- | | | |
|---------------|----------|--------------------|
| 1、3～7の事業 | 経営局経営政策課 | (03-3502-5601 (直)) |
| (従来の「規模拡大加算」) | 経営局農地政策課 | (03-6744-2151 (直)) |
| 2の事業 | 生産局穀物課 | (03-3597-0191 (直)) |

経営所得安定対策の概要(平成25年度概算決定)

24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施。

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促す

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の直接支払交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の直接支払交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

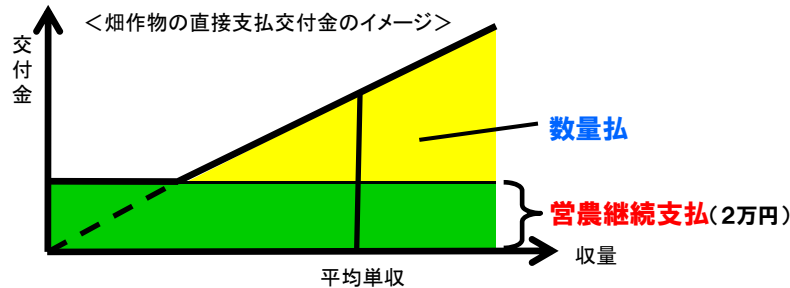
対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/ト
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

【品質加算】 数量払いの交付単価を品質に応じて増減

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 **2.0万円/10a**



水田活用の直接支払交付金

(2,517億円)

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米の直接支払交付金

(1,613億円)

【米の生産数量目標を守った農業者が対象】

1.5万円/10a

米価変動補填交付金

(84億円(24年産))

【24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた者が対象】

24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)

(724億円)【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填
- ◇ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出

加算措置等

加算措置 20億円
直接支払推進事業等 104億円

再生利用交付金

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間**交付

直接支払推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成等

(注)「規模拡大加算」は「担い手への農地集積推進事業」の中で実施。「集落営農の法人化等に対する支援」は「担い手・農地総合対策」の中で実施。「緑肥・輪作加算」は「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合。